

国立研究開発法人産業技術総合研究所の業務の実績の評価指針 (第 6 期中長期目標期間)

制定 令和 7 年 5 月 3 0 日

経済産業省イノベーション・環境局総務課産業技術法人室

1. 本評価指針について

(1) 本評価指針の位置づけ

独立行政法人の評価に関する指針（平成 26 年 9 月 22 日総務大臣決定。以下、「総務大臣指針」という。）、経済産業省独立行政法人の目標策定及び評価基本方針（令和 2 年 5 月 27 日経済産業省）に基づき、産業技術総合研究所（以下、「産総研」という。）第 6 期中長期目標の評価軸等を活用しつつ、本評価指針において、産総研第 6 期中長期目標の個別具体的な評価基準を設定する。

独立行政法人通則法第 35 条の 6 第 6 項に基づき、産総研の当該事業年度における実績評価、中長期目標期間の業務実績の評価（見込評価、期間実績評価）は、国立研究開発法人審議会産業技術総合研究所部会（以下「産総研部会」という。）の意見を聴いて行う。総務大臣指針においても、研究開発法人審議会は、各実績評価の検討を行うに際して、研究開発に係る事務及び事業に関する事項について適切な助言を行うとされており、中長期目標の評価軸等を活用しながら、自己評価書の正当性・妥当性、長のマネジメントの在り方等についても確認し提言等を行うこととされている。

産総研部会においては、本評価指針において設定された個別具体的な評価基準に基づき、自己評価書の正当性・妥当性等について確認し、産総研の研究開発成果の最大化や、適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保に向けた運営改善につながる提言を行っていただく。

なお、本評価指針は、経産省方針や産総研の中長期目標が変更された場合等、必要に応じて見直しを行う。

(2) 評価基準の設定に当たっての基本的な考え方

総務大臣指針に記載されているとおり、国立研究開発法人の評価については、質的・量的、経済的・社会的・科学技術的、国際的・国内的、短期的・中長期的な観点等から総合的に評価するものであり、分かりやすい評価の実現、透明性の確保等を目指して、第 6 期産総研中長期目標とその評価軸、評価指針に沿って、可能な限り具体的に要件を定めることとする。

特に、研究開発には長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の特性があること等に鑑み、設定した目標や産総研の研究開発分野の特徴、各課題の技術成熟度（TRL）等に応じて、研究開発の達成度の評価、社会実装に向けて将来の社会的インパクトを見通した評価、アウトカムへの貢献状況についての評価、受託研究等企業からの資金受け入れを含めた評価、中小・中堅企業等

の育成・活用についての評価、外部への貢献度合いの評価等、各項目の特性を踏まえて適切に評価できるような要件とする。

2. 評価項目、評価単位及びウェイト

産総研の第6期（令和7年度～令和13年度）の業務実績の評価に係る評価項目、評価単位及びウェイトは、中長期目標及び中長期計画を踏まえ、別表1のとおりとする。

3. 評価の総則、定義

産総研の業務実績の評価は、評価単位ごとにS、A、B、C、D（以下「S～D」という。）の5段階で評定を行い、それらに評価比率を掛け合わせた総和で総合評定を算出する。

小評価単位は、国立研究開発法人産業技術総合研究所第6期中長期目標のⅢ. 1.（1）～（5）の5単位、Ⅲ. 2.（1）～（6）の6単位及びⅢ. 3.（1）～（4）の4単位とする。

研究開発課題は、国立研究開発法人産業技術総合研究所第6期中長期目標の別紙1における■、○及び◆の研究開発課題（（1）産総研の総合力を活かした融合研究の強化：17課題、（2）重点政策に対応した戦略的研究開発と世界的な拠点の強化：9課題、（3）将来の社会実装につながる先端技術シーズの創出：8課題）とする。

なお、顕著な成果や不祥事等のうち、評価や評定に際し考慮することが合理的と認められるものについては、産総研部会における意見も踏まえ、総合的に判断の上、当該評価項目や総合評定を変更することができる。

4. 評価方法

①研究開発課題の評価

評価単位Ⅲ. 1. のうち小評価単位（1）～（3）に属する各研究開発課題は、研究開発課題ごとに、別表2の評価基準及び別紙に定める判断基準（クライテリア）に基づき、それぞれ5点、4点、3点、2点、1点（以下「5～1点」という。）の5段階で評価する。

②小評価単位の評価

小評価単位Ⅲ. 1.（1）～（3）は、それぞれの小評価単位に属する研究開発課題の評価の平均値をもって評価する。

小評価単位Ⅲ. 1.（4）及び（5）、Ⅲ. 2.（1）～（6）及びⅢ. 3.（1）～（4）は、それぞれの小評価単位に属する評価指標ごとに、別表3の評価基準及び別紙に定める判断基準（クライテリア）に基づき、それぞれ5～1点の5段階で評価した平均値をもって評価する。

③評価単位の評定

評価単位Ⅲ. 1. は、当該評価単位に属する小評価単位の評価に、別表4に示す小評価単位の評価比率（ウェイト）を掛け、それらの総和 α を算出し、別表5の評価区分に基づきS～D

の5段階で評定を算出する。

評価単位Ⅲ. 2. 及び3. は、それぞれの評価単位に属する小評価単位の評価の平均点 α を算出し、別表5の評価区分に基づき、それぞれS～Dの5段階で評定を算出する。

評価単位Ⅳ. ～Ⅵ. は、別表6の評価基準に基づき、それぞれS～Dの5段階で評定を算出する。

5. 総合評定

総合評定は、4. で算出した各評価単位の評定を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点に変換した上で、別表1に示す評価比率（ウェイト）を掛け、それらの総和 α を算出し、別表5の評価区分に基づき総合評定を行う。

6. 産総研部会の意見及び助言

総合評定の決定に際しては、産総研部会から意見及び助言を得るものとする。具体的には、社会的見識、科学的知見、国際的水準等に即し、次年度以降に向けた研究開発成果の最大化、理事長のマネジメントの在り方、運営の改善等につながる意見及び助言を得る。

7. 適用

本評価指針は、令和7年度の業務の実績の評価から適用する。

以上

別表 1 評価項目、評価単位及びウェイト

評価項目	評価単位	ウェイト
Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	1. 世界最高水準の研究成果の創出及びその成果の着実な社会実装	50.0%
	2. 企業、大学等の取組支援を通じたイノベーション基盤の強化への貢献	15.0%
	3. 我が国のイノベーション・エコシステムの中核となる競争力のある研究所の運営	10.0%
Ⅳ. 業務運営の改善及び効率化に関する事項	同左	7.5%
Ⅴ. 財務内容の改善に関する事項	同左	7.5%
Ⅵ. その他業務運営に関する重要事項	同左	10.0%

別表 2 研究開発課題の評価基準

研究開発課題	評価
年度計画どおりに研究開発目標を達成し、かつ、別紙の判断基準に基づく点数の合計が100点以上となった	5点
年度計画どおりに研究開発目標を達成し、かつ、別紙の判断基準に基づく点数の合計が75点以上となった	4点
年度計画どおりに研究開発目標を達成した	3点
年度計画の研究開発目標を達成せず、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される	2点
年度計画の研究開発目標を達成せず、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等が求められる	1点

別表3 小評価単位に属する評価指標の評価基準

小評価単位に属する評価指標	評価
年度計画どおりに目標を達成し、かつ、「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる	5点
年度計画どおりに目標を達成し、かつ、「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる	4点
年度計画どおりに目標を達成した	3点
年度計画どおりに目標を達成せず、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される	2点
年度計画どおりに目標を達成せず、「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等が求められる	1点

別表4 小評価単位の評価比率（ウェイト）

小評価単位	ウェイト
(1) 産総研の総合力を活かした融合研究の強化	40%
(2) 重点政策に対応した戦略的研究開発と世界的な拠点の強化	20%
(3) 将来の社会実装につながる先端技術シーズの創出	20%
(4) 共同研究強化とスタートアップ創出を通じた社会実装の加速	10%
(5) 産総研がけん引する地域イノベーションの推進	10%

別表5 総合評価、評価単位及び小評価単位の評価区分

平均点又は総和 α	評価
$4.5 < \alpha$	S
$3.5 < \alpha \leq 4.5$	A
$2.5 < \alpha \leq 3.5$	B
$1.5 < \alpha \leq 2.5$	C
$\alpha \leq 1.5$	D

別表6 評価項目Ⅳ、～Ⅵ、の評価基準

評価	評価
年度計画どおりに目標を達成し、かつ、当該法人の業績向上努力により、全体としてAを上回る顕著な成果が得られている場合	S
年度計画どおりに目標を達成し、かつ、当該法人の業績向上努力により、全体として所期の目標を上回る成果が得られている場合	A
年度計画どおりに目標を達成した	B
年度計画どおりに目標を達成せず、定性的指標について、全体として所期の目標の水準を下回っている場合	C
年度計画どおりに目標を達成せず、定性的指標について、全体として所期の目標の水準を大幅に下回っており、抜本的な業務の見直しが必要な場合	D

判断基準（クライテリア）

評価項目	評価単位	小評価	評価軸	関連する評価指標	点数基準
Ⅲ．研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項					
1．世界最高水準の研究成果の創出及びその成果の着実な社会実装					
（1）産総研の総合力を活かした融合研究の強化					
○社会課題の解決や産業競争力の強化に向けて、産学官と連携しつつ、戦略的に社会実装につながる研究開発を実施できているか ○社会的インパクトの大きい研究成果を創出できているか			・社会課題の解決や産業競争力の強化に資する研究開発成果の創出実績（具体的な研究成果、論文等の発表状況等）	（以下項目の合計点の上限30点） ・産総研主体で開発された技術がNature Index収録誌等（Nature Indexに収録された学術誌、その他Nature Indexの対象となっていないものについてはこれとインパクトファクターに照らして同等の新規性・有用性を有しているもの。以下同じ。）へ掲載又は発表された場合、1報ごとに3点 ・上記以外の産総研主体で開発された技術がハイインパクト論文誌等（Q1ジャーナル（その分野の上位25%ランク）、Top10論文、エディターによる注目論文として紹介、雑誌の表紙に選ばれた、GoogleTop20プロシーディングス及びこれらと同等の新規性・有用性を有しているものをいう。以下同じ。）で掲載又は発表された場合、1報ごとに1点 ・産総研主体で開発された技術の特許出願した場合、1件ごとに0.5点、特許が権利化された場合、1件ごとに0.5点	
			・社会課題の解決や産業競争力の強化に資する研究開発成果の創出の目標達成に向けて策定された研究戦略において、当該年度に戦略的に重要な研究開発課題として位置づけられ、かつ、当該課題の中で技術成熟度や難易度を考慮して挑戦の目標として設定されたマイルストーン、取組等を達成した場合に5点、複数達成した場合に10点		
			・融合研究における新たな研究開発分野の創成及び研究開発課題の創出実績	・産総研が主体となった融合研究により、将来的な成果の創出の期待等が認められ、融合研究テーマを創出した場合に5点、融合研究分野や課題を創成した場合に10点	
			・研究開発による社会実装に向けた成果（民間企業との共同研究等の状況）	（以下項目の合計点の上限40点） ・産総研が民間企業との間で新規に共同研究契約又は技術コンサルティング契約を締結又は増額した場合、契約金額又は増額金額の合計が2千万円ごとに1点 ・産総研が中小企業との間で新規に共同研究契約又は技術コンサルティング契約を締結（更新を含む。）した場合、1件ごとに1点 ・産総研が主体となって国家プロジェクトを立ち上げ又は参画した場合、獲得した研究資金の合計額が2千万円ごとに1点 ・産総研主体の研究成果が実証試験ステージに至った場合、1件ごとに1点	
			・研究開発成果の社会的インパクト（事業化及びその市場規模の見通し、国の基準等への反映、受賞、主要メディア等での報道等）	・産総研主体の研究開発により、顕著な社会的インパクトの創出や将来的な社会的インパクトの創出の期待等が認められる場合に10点、特に顕著な社会的インパクトの創出や将来的な社会的インパクトの創出の期待等が認められる場合に20点 （顕著な社会的インパクトの例） ・産総研主体の研究開発成果が事業化又は事業化に至ることが確実となり、将来的に我が国の顕著な産業競争力強化をもたらすような市場の開拓が見込まれる場合 ・産総研主体の研究開発成果が国・公的機関の基準・方針・取組、国際規格等へ反映され、我が国の顕著な産業競争力強化に貢献すると認められる場合 ・産総研主体で開発された技術が、国や公的機関に表彰・受賞、主要メディアでの複数報道、授与国で最高レベルの権威を有する賞の受賞等、当該技術が顕著な社会的インパクトをもたらすと認められる場合 ・疫病流行や自然災害等、社会全体の緊急課題に対応した研究開発や技術開発を行い、非常事態からの回復への貢献が確認される等、我が国の社会課題の解決に顕著に貢献したと認められる場合	
			・政府の政策への貢献状況	・産総研主体の研究開発成果が、政府の政策への顕著な貢献が認められる場合に5点、政府の政策への特に顕著な貢献が認められる場合に10点 （顕著な貢献の例） ・政府の政策の策定や実行に産総研が顕著に貢献したと認められる場合	

判断基準（クライテリア）

評価項目	評価単位	小評価	評価軸	関連する評価指標	点数基準
			(2) 重点政策に対応した戦略的研究開発と世界的な拠点の強化		
			○国の政策方針に対応して、戦略的に社会実装につながる研究開発を実施できているか ○産業ニーズに的確かつ高度に応えた産業競争力の強化に結びつく研究開発が実施できているか ○社会的インパクトの大きい研究成果を創出できているか	・社会課題の解決や産業競争力の強化に資する研究開発成果の創出実績（具体的な研究成果、論文等の発表状況等）	(以下項目の合計点の上限30点) ・産総研主体で開発された技術がNature Index収録誌等へ掲載又は発表された場合、1報ごとに3点 ・上記以外の産総研主体で開発された技術がハイインパクト論文誌等で掲載又は発表された場合、1報ごとに1点 ・産総研主体で開発された技術の特許出願した場合、1件ごとに0.5点、特許が権利化された場合、1件ごとに0.5点
				・研究開発による社会実装に向けた成果（民間企業との共同研究等の状況）	(以下項目の合計点の上限40点) ・産総研が民間企業との間で新規に共同研究契約又は技術コンサルティング契約を締結又は増額した場合、契約金額又は増額金額の合計が2千万円ごとに1点 ・産総研が中小企業との間で新規に共同研究契約又は技術コンサルティング契約を締結（更新を含む。）した場合、1件ごとに1点 ・産総研が主体となって国家プロジェクトを立ち上げ又は参画した場合、獲得した研究資金の合計額が2千万円ごとに1点 ・産総研主体の研究成果が実証試験ステージに至った場合、1件ごとに1点
				・研究開発成果の社会的インパクト（事業化及びその市場規模の見通し、国の基準等への反映、受賞、主要メディア等での報道等）	・産総研主体の研究開発により、顕著な社会的インパクトの創出や将来的な社会的インパクトの創出の期待等が認められる場合に10点、特に顕著な社会的インパクトの創出や将来的な社会的インパクトの創出の期待等が認められる場合に20点 (顕著な社会的インパクトの例) ・産総研主体の研究開発成果が事業化又は事業化に至ることが確実となり、将来的に我が国の顕著な産業競争力強化をもたらすような市場の開拓が見込まれる場合 ・産総研主体の研究開発成果が国・公的機関の基準・方針・取組、国際規格等へ反映され、我が国の顕著な産業競争力強化に貢献すると認められる場合 ・産総研主体で開発された技術が、国や公的機関に表彰・受賞、主要メディアでの複数報道、授与国で最高レベルの権威を有する賞の受賞等、当該技術が顕著な社会的インパクトをもたらすと認められる場合 ・疫病流行や自然災害等、社会全体の緊急課題に対応した研究開発や技術開発を行い、非常事態からの回復への貢献が確認される等、我が国の社会課題の解決に顕著に貢献したと認められる場合
				・政府の重点分野において掲げる政策目標の達成への貢献状況	・産総研主体の研究開発成果が、政府の政策への顕著な貢献が認められる場合に10点、政府の政策への特に顕著な貢献が認められる場合に20点 (顕著な貢献の例) ・政府の政策の策定や実行に産総研が顕著に貢献したと認められる場合

判断基準（クライテリア）

評価項目	評価単位	小評価	評価軸	関連する評価指標	点数基準
			(3) 将来の社会実装につながる先端的技术シーズの創出		
			○長期的な視点により、技術シーズの更なる創出につながる研究開発を実施できているか ○世界最高水準、社会的インパクトの大きさ、新規性といった観点から、レベルの高い研究成果を創出できているか	・将来の社会実装につながる技術シーズの創出に資する研究開発成果の創出実績（具体的な研究成果、論文等の発表状況等）	(以下項目の合計点の上限50点) ・産総研主体で開発された技術がNature Index収録誌等へ掲載又は発表された場合、1報ごとに3点 ・上記以外の産総研主体で開発された技術がハイインパクト論文誌等で掲載又は発表された場合、1報ごとに1点 ・産総研主体で開発された技術の特許出願した場合、1件ごとに0.5点、特許が権利化された場合、1件ごとに0.5点
				・研究開発による社会実装に向けた成果（民間企業との共同研究等の状況）	(以下項目の合計点の上限30点) ・産総研が民間企業との間で新規に共同研究契約又は技術コンサルティング契約を締結又は増額した場合、契約金額又は増額金額の合計が2千万円ごとに1点 ・産総研が中小企業との間で新規に共同研究契約又は技術コンサルティング契約を締結（更新を含む。）した場合、1件ごとに1点 ・産総研が主体となって国家プロジェクトを立ち上げ又は参画した場合、獲得した研究資金の合計額が2千万円ごとに1点 ・産総研主体の研究成果が実証試験ステージに至った場合、1件ごとに1点
				・研究開発成果の社会的インパクト（事業化及びその市場規模の見通し、国の基準等への反映、受賞、主要メディア等での報道等）	・産総研主体の研究開発により、顕著な社会的インパクトの創出や将来的な社会的インパクトの創出の期待等が認められる場合に10点、特に顕著な社会的インパクトの創出や将来的な社会的インパクトの創出の期待等が認められる場合に20点 (顕著な社会的インパクトの例) ・産総研主体の研究開発成果が事業化又は事業化に至ることが確実となり、将来的に我が国の顕著な産業競争力強化をもたらすような市場の開拓が見込まれる場合 ・産総研主体の研究開発成果が国・公的機関の基準・方針・取組、国際規格等へ反映され、我が国の顕著な産業競争力強化に貢献すると認められる場合 ・産総研主体で開発された技術が、国や公的機関に表彰・受賞、主要メディアでの複数報道、授与国で最高レベルの権威を有する賞の受賞等、当該技術が顕著な社会的インパクトをもたらすと認められる場合 ・疫病流行や自然災害等、社会全体の緊急課題に対応した研究開発や技術開発を行い、非常事態からの回復への貢献が確認される等、我が国の社会課題の解決に顕著に貢献したと認められる場合
				・政府の政策への貢献状況	・産総研主体の研究開発成果が、政府の政策への顕著な貢献が認められる場合に5点、政府の政策への特に顕著な貢献が認められる場合に10点 (顕著な貢献の例) ・政府の政策の策定や実行に産総研が顕著に貢献したと認められる場合

判断基準（クライテリア）

評価項目	評価単位	小評価単位	評価軸	関連する評価指標	点数基準	
			(4) 共同研究強化とスタートアップ創出を通じた社会実装の加速			
			○研究成果の社会実装を加速・拡大するため、共同研究等の外部連携を質量ともに拡充できているか ○マーケティング力を強化できているか ○企業価値の高いスタートアップの創出ができているか ○戦略的に知財の活用が促進できているか	・研究開発成果の社会実装に向けた外部連携活動実績	・研究開発成果の社会実装の加速・拡大に向けて、顕著な外部連携活動の実績が認められる場合に4点、特に顕著な外部連携活動の実績が認められる場合に5点 (顕著な実績の例) ・獲得した民間資金（純民間資金に限る。）が、前年度より大幅に（20%以上）増加した場合	
				・マーケティング力の強化に向けた取組	・マーケティング力の強化に向けて、顕著な取組の実績が認められる場合に4点、特に顕著な取組の実績が認められる場合に5点 (顕著な実績の例) ・トップセールスその他のマーケティング活動を通じて設置された冠ラボと総額10億円以上の共同研究の総件数が、直近3年間の平均より大幅に（20%以上）増加した場合	
				・産総研の技術が活用されるスタートアップの創出及び活動の実績（件数及び企業価値）	・企業価値の高いスタートアップの創出に向けて、産総研の技術が活用されるスタートアップの創出及び活動の顕著な実績が認められる場合に4点、特に顕著な実績が認められる場合に5点 (顕著な実績の例) ・産総研の技術シーズを事業化するスタートアップの企業価値の合計額（M&A又はそれに相当する時価総額）が新たに1,000億円以上となった場合	
				・知的財産等の活用状況	・戦略的な知財の活用に向けて、知的財産等の活用の顕著な実績が認められる場合に4点、特に顕著な実績が認められる場合に5点 (顕著な実績の例) ・知財収入額が、前年度より大幅に（20%以上）増加した場合 ・企業と共同出願された特許が当該企業により活用され、知財収入額が大幅に増加した場合と同等の市場規模が見込まれる場合 ・戦略的に知財を活用する新たな制度を構築・運用した場合	
			(5) 産総研がけん引する地域イノベーションの推進			
			○地域産業の強みやニーズを的確に把握し、地域企業・大学等と連携した研究開発により、社会課題の解決や地域産業への貢献が強化できているか	・BILや、地域企業・大学との共同研究等の取組実績	・社会課題の解決や地域産業への貢献に向けて、BILや、地域企業・大学との共同研究等の取組の顕著な実績が認められる場合に4点、特に顕著な実績が認められる場合に5点 (顕著な実績の例) ・新たなBILを整備した場合 ・BILや地域企業・大学との共同研究等の取組の結果、民間企業を主体としてグローバルな産業競争力の強化に貢献する大規模な研究開発事業が新たに開始された場合	
				・地域産業の強みやニーズを踏まえた、地域イノベーションをけん引する研究開発成果の創出実績	・社会課題の解決や地域産業への貢献に向けて、地域産業の強みやニーズを踏まえた、地域イノベーションをけん引する研究開発成果の創出の顕著な実績が認められる場合に4点、特に顕著な実績が認められる場合に5点 (顕著な実績の例) ・産総研との連携により地域企業から新製品・新サービスが新たに創出され、地域産業の創出・活性化のみならず日本経済の成長・産業競争力強化に貢献するような市場の開拓が見込まれる場合	
				・地域イノベーションの推進や他地域展開に向けた組織体制等の整備状況	・社会課題の解決や地域産業への貢献に向けて、地域イノベーションの推進や他地域展開に向けた組織体制等の整備の顕著な実績が認められる場合に4点、特に顕著な実績が認められる場合に5点 (顕著な実績の例) ・地域イノベーションの推進や特定地域の取組を効果的・効率的に他地域へ展開するための組織体制を新たに整備した結果、地域で行われていた取組が全国展開され、地域イノベーションの推進が大きく加速するような事例を創出した場合	

判断基準（クライテリア）

評価項目	評価単位	小評価	評価軸	関連する評価指標	点数基準
			2. 企業、大学等の取組支援を通じたイノベーション基盤の強化への貢献		
			(1) オープンイノベーションの活性化と地域企業の技術力向上への貢献		
			○コンソーシアム活動等を通じた産学官等との連携・交流の促進を通じて、イノベーション基盤が強化できているか ○オープンイノベーションの活性化のための人材の育成が拡充できているか ○公設試等との連携により、企業の技術力維持・強化に貢献しているか	・産総研が主体的に参画しているコンソーシアム等の活動状況と、この活動を通じた企業等の戦略的連携及び成果の創出実績	・イノベーション基盤の強化に向けて、産総研が主体的に参画しているコンソーシアム等の活動と、この活動を通じた企業等の戦略的連携及び成果の創出の顕著な実績が認められる場合に4点、特に顕著な実績が認められる場合に5点 (顕著な実績の例) ・産総研が運営するコンソーシアムその他のプラットフォーム活動において、産総研がハブの役割を果たすことにより、コンソーシアムに参加する企業が新たな製品やサービスを事業化した場合 ・産総研が運営するコンソーシアムその他のプラットフォーム活動において、産総研がハブの役割を果たすことにより、国際規格が創出された場合
			○海外の有力機関との連携が構築・強化できているか ○国際的なイノベーション・ネットワークを構築・強化できているか	・オープンイノベーションの活性化に寄与する人材の育成実績	・オープンイノベーションの活性化に向けて、オープンイノベーションの活性化に寄与する人材育成の顕著な実績が認められる場合に4点、特に顕著な実績が認められる場合に5点 (顕著な実績の例) ・人材育成事業の修了生が、当該事業を基に顕著な成果を創出（学会賞の受賞、有望なスタートアップの起業、大規模な外部資金の獲得、大きな市場開拓が見込まれる事業化等）した場合 ・オープンイノベーションの更なる活性化に顕著に寄与すると認められる新たな人材育成事業や制度を創設した場合
				・地域イノベーション推進に向けた産技連の活動実績、公設試等の関係機関との連携状況及び地域企業の技術力維持・強化の状況	・地域イノベーションの推進に向けて、産技連の活動、公設試等との関係機関との連携及び地域企業の技術力維持・強化の顕著な実績が認められる場合に4点、特に顕著な実績が認められる場合に5点 (顕著な実績の例) ・産技連等の枠組を通じた公設試等との連携や企業からの技術相談対応を通じて企業の課題を解決し、革新的な性能（大幅な性能向上、低価格化等）を有する製品・サービスの創出・改善、日本の重要産業を担うサプライチェーンの維持・強化等の顕著な貢献が認められた場合 ・産技連の活動内容が拡充し、地域イノベーションに貢献する顕著な取組が生み出された場合
				・海外の有力機関との連携状況と、これによる成果創出実績	・海外の有力機関との連携と、これによる成果創出の顕著な実績が認められる場合に4点、特に顕著な実績が認められる場合に5点 (顕著な実績の例) ・産総研が主導して、主要国の研究機関が参画するような国際的な研究体制を新たに構築した場合 ・産総研が主導して、国際連携に向けてMOU等を締結し、海外有力機関との連携を進めた結果、Nature Index収録誌等に掲載される研究開発成果を創出した場合
			・国際的な会議、ワークショップ等の開催、参加を通じたイノベーション・ネットワークの構築、強化の状況	・国際的なイノベーション・ネットワークの構築・強化に向けて、国際的な会議、ワークショップ等の開催、参加を通じたネットワーク構築・強化の状況	・国際的なイノベーション・ネットワークの構築・強化に向けて、国際的な会議、ワークショップ等の開催、参加を通じたネットワーク構築・強化の顕著な実績が認められる場合に4点、特に顕著な実績が認められる場合に5点 (顕著な実績の例) ・産総研が主導して、主要国を含む10以上の国や地域が参加する国際会議等の枠組を新たに構築し、我が国の国際的なイノベーション・ネットワークの構築・強化に貢献したと認められる場合

判断基準（クライテリア）

評価項目	評価単位	小評価	評価軸	関連する評価指標	点数基準
			(2) 標準化活動の一層の強化		
			○特に日本企業の競争力強化に標準化が重要な役割を果たす分野を中心に、標準化活動の一層の強化に取り組んでいるか ○国内外の機関・コンソーシアム等との連携、人的ネットワークの構築、標準化人材の育成等の取組により、標準化活動の基盤を構築・維持・強化できているか	・競争力強化に重要な分野を中心とした、国内外の標準化活動（標準化戦略の策定、規格の開発、成果の発信・普及等）への産総研の貢献実績（研究開発や委員等としての参画）	・日本企業の競争力強化に向けて、標準化が重要な役割を果たす分野を中心とした国内外の標準化活動への産総研の貢献の顕著な実績が認められる場合に4点、特に顕著な実績が認められる場合に5点 （顕著な実績の例） ・産総研が主体となって開発したISO/IEC等の国際規格の発行件数が、直近3年間の平均より大幅に（50%以上）増加した場合
				・国際標準化等における産総研の人材の活躍状況	・日本企業の競争力強化に向けて、国際標準化等における産総研の人材の活躍の顕著な実績が認められる場合に4点、特に顕著な実績が実績が認められる場合に5点 （顕著な実績の例） ・産総研内の標準化人材が、各国代表者の信任を経て国際標準化専門委員会（ISO/IECのTC/SCクラス）の議長に新たに選出、任命された場合
				・標準化活動を推進するための人材育成実績	・標準化活動の基盤の構築・維持・強化に向けて、標準化活動を推進するための人材育成の顕著な実績が認められる場合に4点、特に顕著な実績が認められる場合に5点 （顕著な実績の例） ・産総研内において、標準化オフィサーを新たに育成し、標準化に係るステークホルダー間の調整や普及策を検討する場に登用した場合
				・国際的な会議・委員会等への参加等を通じたネットワークの構築、強化の状況	・標準化活動の基盤の構築・維持・強化に向けて、国際的な会議・委員会等への参加等を通じたネットワークの構築、強化の顕著な実績が認められる場合に4点、特に顕著な実績が認められる場合に5点 （顕著な実績の例） ・ISO、IEC等の国際的な標準化会議への参加人数が前年度より大幅に（20%以上）増加した場合 ・産総研が主体となって、国際標準化専門委員会（ISO/IECのTC等）を日本に誘致し、開催した場合 ・ISO、IEC等の国際的な標準化会議において、産総研の参加者が主導して、我が国の産業競争力上有利となる提案が採用された場合や、不利となる提案を防ぐことができた場合
			(3) 国内外の技術インテリジェンス機能の強化と政府の政策立案への協力		
			○国内外の技術動向のタイムリーかつ適切な把握を通じて、強化すべき研究開発内容をどの程度明確化できているか ○国の政策立案・実施検討等に積極的に貢献できているか	・強化すべき研究開発マップの整備状況	・我が国の社会課題解決や競争力強化に向け強化すべき研究開発内容の明確化に向けて、必要な研究開発マップの整備の顕著な実績が認められる場合に4点、特に顕著な実績が認められる場合に5点 （顕著な実績の例） ・整備した研究開発マップを基に、強化すべき技術を選定し、他機関と連携して大規模な研究開発プロジェクト（総額10億円以上の国プロ等）を新たに立ち上げた場合
				・政府の政策立案への参加・提案実績と、これによる政府の政策形成過程への貢献状況	・国の政策立案・実施検討等への積極的な貢献に向けて、政策立案への参加・提案と、これによる政府の政策形成過程への貢献の顕著な実績が認められる場合に4点、特に顕著な実績が認められる場合に5点 （顕著な実績の例） ・産総研が収集した技術情報等を基に政府へ政策提案を行い、重要な国家戦略の立案・検討に顕著に貢献した場合や新たな政府の方針に採用された場合
				・政策提言に向けたフォーラム等の活動実績	・国の政策立案・実施検討等への積極的な貢献に向けて、政策提言に向けたフォーラム等における活動の顕著な実績が認められる場合に4点、特に顕著な実績が認められる場合に5点 （顕著な実績の例） ・政府の各種審議会等に専門家を派遣した結果、産総研の提言が政府の戦略の重要かつ不可欠な内容として反映された場合

判断基準（クライテリア）

評価項目	評価単位	小評価単位	評価軸	関連する評価指標	点数基準
			(4) 知的基盤等の維持・整備・拡充の継続		
			○国の知的基盤整備計画に基づいて、計量標準・計測技術、地質情報等の世界的水準の知的基盤の維持・整備、拡充、情報提供に着実に取り組んでいるか ○社会課題解決に向けて必要な基盤的な情報を高い水準で更新し、機能強化や提供する情報の水準向上ができているか	・ 知的基盤の維持・整備、拡充及び情報提供の実績並びにその社会的インパクト	・ 国の知的基盤整備計画に基づいた計量標準・計測技術、地質情報等の世界的水準の知的基盤の維持・整備、拡充、情報提供に向けて、その活動と社会的インパクトの顕著な実績が認められる場合に4点、特に顕著な実績が認められる場合に5点 (顕著な実績の例) ・ 整備した知的基盤が、国や自治体の防災情報の発信や防災・復興計画の立案を通じて、疫病流行、自然災害等、非常事態からの回復や防災・減災につながる等、我が国の社会課題の解決に顕著に貢献したと認められる場合 ・ S I 単位の精度向上に、産総研が必要不可欠な役割を果たした場合 ・ 整備した知的基盤が国内の規制制度に反映され、社会生活の向上に顕著に貢献した場合 ・ 整備した知的基盤が国際法やガイドラインに反映され、規制制度が統一された結果、非関税障壁の改善や日本企業の海外市場の拡大に顕著に寄与した場合 ・ 国の知的基盤整備計画を通じて得られた地質情報等が学術的に権威ある雑誌に掲載又は発表、国や公的機関に表彰された場合 ・ 地質又は計量分野において国際会議を主催した場合
				・ 基盤的な情報の維持・整備、拡充及び情報提供の実績並びにその社会的インパクト	・ 社会課題解決に必要な基盤的な情報の高い水準での更新、機能強化や提供する情報の水準向上に向けて、その活動と社会的インパクトの顕著な実績が認められる場合に4点、特に顕著な実績が認められる場合に5点 (顕著な実績の例) ・ 基盤的な情報が民間で活用された実績（件数、金額等）が、前年度より大幅に（20%以上）増加した場合 ・ 基盤的な情報が民間で活用され、新たなCO ₂ 算定法としてグローバル展開される等の顕著な成果につながった場合 ・ 企業等での革新的かつ競争力のある技術・製品の実用化、製品化等につながる企業連携の件数が、前年度より大幅に（20%以上）増加した場合
			(5) ものづくり基盤加工技術の革新と普及		
			○情報技術等を活用し、企業のものづくり基盤加工技術の効果的・効率的な革新と普及に取り組んでいるか	・ ものづくり基盤加工技術の革新・普及に向けた知識基盤の整備状況	・ 企業のものづくり基盤加工技術の効果的・効率的な革新と普及に向けて、ものづくり基盤加工技術の体系化・共有による知識基盤整備の顕著な実績が認められる場合に4点、特に顕著な実績が認められる場合に5点 (顕著な実績の例) ・ 我が国の産業競争力上重要なものづくり基盤加工技術について、知識基盤として新たに体系化・共有を行い、企業、大学等による活用がなされた場合
				・ 企業による知識基盤の活用を通じたものづくり基盤加工技術の普及状況	・ 企業のものづくり基盤加工技術の効果的・効率的な革新と普及に向けて、企業による知識基盤の活用を通じたものづくり基盤加工技術の普及の顕著な実績が認められた場合に4点、特に顕著な実績が認められた場合に5点 (顕著な実績の例) ・ ものづくり基盤加工技術の知識基盤の外部提供数が直近3年間の平均より大幅に（50%以上）増加した場合 ・ 開発した次世代加工技術の外部提供数が直近3年間の平均より大幅に（50%以上）増加した場合 ・ AI搭載ロボットを活用した加工技術等、産総研が開発した次世代加工技術が企業等での実装に至り、競争力の強化に大きく貢献した場合

判断基準（クライテリア）

評価項目	評価単位	小評価単位	評価軸	関連する評価指標	点数基準
			(6) 企業の研究開発活動に貢献する研究設備の整備・提供		
			○世界トップクラスの研究設備を整備・提供することにより、企業の研究開発活動が高度化・効率化しているか。 ○整備・提供の仕組みや業務の改善を通じて、更なる効率的な運用を実施できているか	・世界トップクラスの研究設備の整備実績	・企業の研究開発活動の高度化・効率化に向けて、世界トップクラスの研究設備の整備の顕著な実績が認められる場合に4点、特に顕著な実績が認められる場合に5点 (顕著な実績の例) ・新たに大規模（100億円以上）かつ世界トップレベルの設備を整備した場合
				・企業等による研究設備の利用実績と、研究設備の提供等を通じた企業の問題解決や成果創出に向けた状況	・企業の研究開発活動の高度化・効率化に向けて、企業等による研究設備の利用と、研究設備の提供等を通じた企業の問題解決や成果創出に向けた顕著な実績が認められる場合に4点、特に顕著な実績が認められる場合に5点 (顕著な実績の例) ・企業等による研究設備の利用件数が、前年度より大幅に（20%以上）増加した場合 ・研究設備の提供等を通じて、企業による研究開発上の問題解決や製品・サービスの事業化に顕著に貢献し、競争力の強化に貢献した場合
				・整備・提供の仕組みや業務の改善・効率化状況	・研究設備の整備・提供の更なる効率的な運用に向けて、整備・提供の仕組みや業務の改善を通じた効率化の顕著な実績が認められる場合に4点、特に顕著な実績が認められる場合に5点 (顕著な実績の例) ・新たな施設貸しの制度を創設、運用開始した場合 ・施設貸しの制度（利用制度や利用料を含む）について、企業等が利用しやすいように大幅に改善することで、企業の研究開発の高度化に貢献した場合

判断基準（クライテリア）

評価項目	評価単位	小評価	評価軸	関連する評価指標	点数基準
			3. 我が国のイノベーション・エコシステムの中核となる競争力のある研究所の運営		
			（１）産総研の研究開発力をより一層向上させる運営体制の構築		
			○中長期的な時間軸を視野に入れた研究戦略に基づき、研究開発成果の最大化に資する運営体制が構築、強化できているか ○行政当局との緊密な連携を通じて、行政ニーズに適切かつ迅速に対応できているか ○成果活用等支援法人との連携機能を強化できているか	・研究開発成果を最大化する運営体制の構築状況	・産総研の研究開発力のより一層の向上に向けて、研究開発成果を最大化する運営体制構築の顕著な実績が認められる場合に4点、特に顕著な実績が認められる場合に5点 （顕著な実績の例） ・産総研の研究開発成果の社会実装を効果的・効率的に実現するための革新的な枠組を新たに設立した場合 ・中間的な評価を実施し、その結果に応じて運営体制をタイムリー、柔軟かつ抜本的に見直した場合
				・行政当局との連携や行政ニーズへの対応状況（質及び量）	・産総研の研究開発力のより一層の向上に向けて、行政当局との連携や行政ニーズへの対応の顕著な実績が認められる場合に4点、特に顕著な実績が認められる場合に5点 （顕著な実績の例） ・政府の重点政策に対応して新たな研究戦略を策定した場合 ・政府の要請により重要課題を実施する研究拠点を新たに設置した場合
				・実証研究等をサポートするエンジニアリング機能の強化の実績及びその成果	・産総研の研究開発力のより一層の向上に向けて、実証研究等をサポートするエンジニアリング機能の強化及びその成果の顕著な実績が認められる場合に4点、特に顕著な実績が認められる場合に5点 （顕著な実績の例） ・エンジニアリング機能を活用して実証・スケールアップした研究成果が、企業において事業化に向けた商用プラント等の建設につながった場合
				・成果活用等支援法人との効率的かつ効果的な連携状況	・産総研の研究開発力のより一層の向上に向けて、成果活用等支援法人との効率的かつ効果的な連携の顕著な実績が認められる場合に4点、特に顕著な実績が認められる場合に5点 （顕著な実績の例） ・成果活用等支援法人と産総研との連携体制強化に資する新たな取組の創設や既存の取組の抜本的強化によって、これまで産総研と連携実績の無かった企業との大型共同研究等の連携実績が大幅に拡大した場合 ・成果活用等支援法人を通じて他の国研等と新たに構築した連携により企業との大型連携実績が生じた場合
			（２）有為な専門人材の確保		
			○優秀な専門人材の獲得・育成に適切に取り組んでいるか	・優秀な専門人材の獲得実績、育成状況	・産総研の国際競争力の強化に向けて、優秀な専門人材の獲得・育成の顕著な実績が認められる場合に4点、特に顕著な実績が認められる場合に5点 （顕著な実績の例） ・首席研究員級の国際的に卓越した能力を有する研究者を複数名採用した場合 ・優れた専門人材を戦略的に獲得・育成する新たな制度・環境を整え、当該人材の将来的な活躍が期待できる場合 ・既存の概念にとらわれずに有為な人材を登用し、当該人材の将来的な活躍が期待できる新たな事例を創出した場合

判断基準（クライテリア）

評価項目	評価単位	小評価	評価軸	関連する評価指標	点数基準
			(3) 研究開発成果等の的確な対外発信によるブランディングの強化		
			○優秀な研究者、企業・大学等のパートナーの獲得等につながるような、的確な情報発信を積極的に行えているか	・広報活動の取組実績及び広報活動を通じた産総研のブランド力の向上の状況（研究開発成果、研究開発環境等の強みの認知度等）	・優秀な研究者や企業・大学等のパートナーの獲得等を通じた国際的な研究競争力強化に向けて、広報活動の取組及び広報活動を通じた産総研のブランド力向上の顕著な実績が認められる場合に4点、特に顕著な実績が認められる場合に5点 (顕著な実績の例) ・主要メディアでの報道件数、産総研ウェブサイトの主要コンテンツのページビュー数、企業や関係機関からの問合せ件数等が、前年度より大幅に（20%以上）増加した場合 ・産総研のブランド力、産総研の研究開発成果、研究開発環境等の強み等の認知度が、前年度より大幅に（20%以上）向上した場合
				・潜在的な連携パートナーに対する働きかけの取組実績	・優秀な研究者や企業・大学等のパートナーの獲得等を通じた国際的な研究競争力強化に向けて、潜在的な連携パートナーに対する働きかけの取組の顕著な実績が認められる場合に4点、特に顕著な実績が認められる場合に5点 (顕著な実績の例) ・来場者が非常に多い（10万人規模）展示会への出展、SNSを活用した広報等を通じて、これまで産総研と連携実績のなかった新たな企業、大学等との連携が多数実現した場合 ・幅広いコンテンツを活用した広報活動の取組が権威ある賞を受賞する等、外部から高い評価を得た場合
			(4) 研究DXの推進		
			○産総研全体のDXの推進に必要な研究データの適切な蓄積と連携が図られているか ○研究データの効果的・効率的な利活用に向け、適切な情報プラットフォームが整備されているか ○研究DXの推進に必要となる研究者等のデジタル技術の習得、能力強化が適切に図られているか ○ロボットやAI等の導入により実験の効率化・高速化が図られているか	・研究データの登録、共有を通じた活用状況	・産総研全体のDXの推進を通じた産総研の研究開発力の向上に向けて、研究データの登録、共有を通じた活用の顕著な実績が認められる場合に4点、特に顕著な実績が認められる場合に5点 (顕著な実績の例) ・研究データの登録数が、直近3年間の平均から大幅に（50%以上）増加した場合 ・産総研内外での重要な技術シーズの創出や研究開発の顕著な進展に、情報プラットフォームの利活用が必要不可欠な役割を果たした場合
				・研究データ利活用プラットフォームの整備状況	・研究データの効果的・効率的な収集・蓄積・活用を通じた研究開発活動の競争力強化に向けて、適切な情報プラットフォームの整備の顕著な実績が認められる場合に4点、特に顕著な実績が認められる場合に5点 (顕著な実績の例) ・産総研の機関リポジトリの大幅機能追加を実施しリリースしたところ、外部利用数が直近3年間の平均より大幅に（50%以上）増加した場合
				・DX教材等の学習の取組実績	・研究DXの推進に必要となる研究者等のデジタル技術の習得、能力強化に向けて、情報システムを効率的に活用するスキル向上の顕著な実績が認められる場合に4点、特に顕著な実績が認められる場合に5点 (顕著な実績の例) ・研究分野に特化した新たな研究者用DX教材を整備し、受講者数が前年度より大幅に（50%以上）増加した場合 ・学習の結果が新たな研究成果につながる等研究者のスキル向上に有為に貢献したと認められる場合
				・実験の自動化・自律化の取組実績	・ロボットやAI等の導入による実験の効率化、高速化に向けて、実験の自動化・自律化の顕著な実績が認められる場合に4点、特に顕著な実績が認められる場合に5点 (顕著な実績の例) ・ロボットやAI等の導入により実験が効率化した結果、取得データ数の飛躍的な増加等により、今までにない革新的な研究成果の創出につながった場合 ・実験の自動化・自律化に係る事例を企業等に提供した結果、大規模な共同研究等につながった場合